

「高校生による地元企業魅力発掘体験事業」業務委託 仕様書（案）

1 目的

この仕様書は、福島県会津地方振興局（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託する「高校生による地元企業魅力発掘体験事業」を円滑かつ効果的に運営するため、必要な事項を定める。

2 事業の目的

会津地方振興局管内（以下「管内」という。）における新規高卒者の県内留保率（県内企業への就職割合）が低いことから、労働力人口の減少による地域産業の衰退や、人口減少による地域活力の低下が懸念されている。このため、管内の高校生に地元企業や地元就職の魅力を理解・認識してもらうことにより、県内留保率の向上を図ることを目的とする。

3 業務内容

管内の高校生に地元企業を紹介し、地元就職の魅力を理解・認識してもらうためパンフレットやWEBページ等（以下、「パンフレット等」という。）を作製する。

なお、パンフレット等の作製は、パンフレットまたはWEBページ等のいずれか一方でも差し支えない。ただし、紙媒体作製の場合、以下の（4）エに規定するホームページの公開を行うこと。

（1）作製方法

ア 乙は、パンフレット等の作製に関して必要な全ての業務（企画、デザイン、素材収集、取材、編集、印刷、製本・WEBコンテンツ制作等）を行う。

イ 取材方法や作製記事については、①甲が指定する高校のインターンシップに同席し、管内の高校生が自らインタビューするもの、②甲及び乙にて独自に企業にインタビューを行うもの、③甲及び乙が協議の上、管内の高校生の地元就職につながる内容を作製するものの3通りとする。

ウ インタビューは15社程度に実施し、そのうち、イの①による取材は8社程度とする。ただし、各高校の判断によりインターンシップが行われない場合は、②に切り替える。

エ 各社へのインタビューは契約締結後から11月中旬頃までの間に実施するものとする。

(2) 規格等

パンフレット等は、管内の高校生が手軽に見ることができ、地元企業の魅力を感じることができるものを提案すること。

(3) 基本掲載内容

下表を基本とするが、事業目的達成のためのより優れた提案は妨げない。

No.	内容
1	表紙・裏表紙（WEBページの場合は除く）
2	導入文・目次
3	位置図
4	企業紹介
5	管内の高校生向け就活情報等企画ページ、「会津の企業魅力発見ノート」Vol.1～7の掲載HP案内等
6	首都圏等と地元の生活費を比較したページ
7	管内の高校生の地元就職に繋がる内容
8	市町村等の企業紹介サイトページ

(4) No. 4 企業紹介ページについて

ア 企業紹介ページは1社ごとに高校生が理解しやすいものとし、会社概要や、職場の雰囲気、若手社員の日常生活が分かる内容とする。

イ 企業情報、インタビュー記事の他、1社につき複数枚の写真を使用し仕事風景や企業の雰囲気がビジュアル的に伝わるよう工夫すること。なお、インタビュー風景や企業の写真は、乙が撮影したもの及び企業から提供を受けたものであり、かつ企業からパンフレット等への掲載の承諾を得られたものを使用すること。

ウ 各社の働き方改革に関する取り組みを紹介するスペースを設けること。

エ 紙媒体の場合は、紙面に掲載しきれなかったインタビュー内容等を甲のホームページ上で公開できるようにすること。

オ 上記(1)イ①で取材した企業のページには、取材を行った高校生のイラストやニックネームを使用すること。

また、インタビューの様態等を掲載する場合も、取材を行った高校生の後ろ姿や横顔を使用し、生徒個人が特定できないようにすること。

(5) その他

- ア 高校生の興味を惹く構成とすること。
- イ 新規高卒者の県内留保率の向上に効果的と思われる情報を掲載すること。
- ウ 企画・作製に当たっては、乙は甲と十分に調整を行うこと。
- エ 周知方法については、管内の高校生に効果的に伝わるものを提案し、乙は甲と十分に調整を行うこと。

4 成果品

(1) 紙媒体の場合

- ア 作製したパンフレット等 3,000部
- イ 作製したパンフレット等の入稿データ
※データ形式は別途指示するものとする。
- ウ 企業ごとにインタビュー内容をまとめた報告書（指定様式）
- エ その他、甲が必要と認めるもの

(2) WEBページの場合

- ア 作製した電磁的記録（データ形式は乙と甲が協議の上、別途指示によるものとする。）
- イ 企業ごとにインタビュー内容をまとめた報告書（指定様式）
- ウ その他、甲が必要と認めるもの

5 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 事業実施計画書（スケジュール等を含む）
- (3) 委託業務完了届
- (4) 実績報告書
- (5) 収支決算書
- (6) その他甲が必要と認める書類

6 留意事項

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、すべて県に帰属するものとする。また、成果品は可能な限り二次使用ができるようにすること。
- (2) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。

- (3) 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。